

愛媛県における全国がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づく愛媛県における全国がん登録事業の実施に関し、必要な事項を定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 愛媛県における全国がん登録事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、愛媛県並びに愛媛県所在の病院及び診療所とする。

(事業の運営)

第3条 本事業は、愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議（以下「会議」という。）の指導を受けるものとする。

(事業内容)

第4条 愛媛県は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 診療所の指定及び取消し

診療所からの申請に基づき届出を行う診療所の指定（以下、指定を受けた診療所を「指定診療所」という。）及び指定診療所の取消し

(2) 情報の収集

ア 全国がん登録届出票（以下「届出票」という。）の収集

イ 死亡者新規がん情報に係る遡り調査の実施

(3) 情報の審査等及び提出

届出票及び遡り調査票その他の情報の審査及び整理、厚生労働省への提出

(4) 情報の利用及び提供

がんに係る調査研究等のための情報の利用及び提供

(5) 都道府県がんデータベースの整備及び匿名化

ア 愛媛県地域がん登録の情報と全国がん登録の情報のうち愛媛県に係るがん情報（以下「愛媛県がん情報」という。）を一体的に記録し保存する都道府県がんデータベースの整備

イ 全国がん登録情報の匿名化が行われなければならない期日までの匿名化又は消去

(6) その他

上記(1)から(5)のほか、本事業の実施に関し必要な事項

2 病院又は指定診療所は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 届出票による届出

(2) 遡り調査票の提出

(3) その他

上記(1)から(2)のほか、本事業の実施に関し必要な事項

(業務委託)

第5条 愛媛県は、前条第1項第2号から第5号の事項について、独立行政法人国立病院機構四国がんセンター（以下「四国がんセンター」という。）へ委託を行う。ただし、第4号の情報の提供の決定、第5号のデータベースの整備に係る決定及び匿名化の方法に係る決定は除く。

- 2 四国がんセンターは、委託事業を遂行するため、四国がんセンター内にがん登録室を設置するものとする。
- 3 前項の登録室は、愛媛県地域がん登録事業実施要綱第4条に規定する登録室もって充てるものとする。
- 4 その他、委託に際して必要な事項については、愛媛県及び四国がんセンターの双方にて協議の上、別に定めるものとする。

(届出の対象)

第6条 届出の対象となる「がん」とは、次の疾病をいうものとする。

- (1) 悪性新生物及び上皮内がん
 - (2) 髓膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中権神経系に発生した腫瘍（第1号に該当するものを除く。）
 - (3) 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
 - ア 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
 - イ 境界悪性漿液性のう胞腺腫
 - ウ 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
 - エ 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
 - オ 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
 - カ 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
 - キ 境界悪性明細胞のう胞腫瘍
 - (4) 消化管間質腫瘍（第1号に該当するものを除く。）
- 2 届出の必要な患者は、平成28年以降、原発性のがんについて、病院又は指定診療所における初回の診断が行われた患者（転移又は再発の段階で当該病院又は指定診療所における初回の診断が行われた場合を含む。）とする。
 - 3 原発性のがんについて、初回の診断が行われた日から起算して5年を経過した日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる当該がんについての届出は、その有用性を認めないものとする。

(届出の方法)

第7条 病院又は指定診療所の管理者は、届出対象の患者について、当該がんに関して計画した一連の診断、治療等の初回の診療行為が終了したときに届出票を作成し、原則、電子データにより四国がんセンターへ提出するものとする。

- 2 前項の届出票は、院内がん登録専用システム等を利用した必要事項が記載された電子データに代えることができる。

(届出の期限)

第8条 病院又は指定診療所の管理者は、当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の12月31日までに届出票を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、病院又は指定診療所の管理者は、次の時期を目安として提出するものとする。

(1) 厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院

当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の8月31日まで

(2) その他の院内がん登録実施病院等

当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の9月30日まで

(届出の勧告等)

第9条 愛媛県は、前条第1項で定める期限までに届出がされない場合において、特に必要があると認めるときは、当該病院の管理者に対し、期限を定めて、届出がされない情報の届出をするよう勧告することができる。

2 愛媛県は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(遡り調査)

第10条 厚生労働省からの通知により、死亡者情報票から死亡者新規がん情報が判明したときは、愛媛県と四国がんセンターは、当該死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は指定診療所に対して遡り調査を協力して実施するものとする。

2 前項の調査に関し通知を受けた病院又は指定診療所は、遡り調査票及びその他必要な事項を提出するものとする。

(情報の審査等及び提出)

第11条 四国がんセンターは、病院又は指定診療所から提出のあった届出票及び遡り調査票その他の情報を審査及び整理し、愛媛県に報告した上で、厚生労働省に提出するものとする。

(情報の利用及び提供)

第12条 愛媛県は、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究等のため、愛媛県がん情報を自ら利用し、又は提供することができる。

2 愛媛県は、前項の情報を利用し、又は提供を行おうとするときは、あらかじめ、会議の意見を聴かなければならない。

(都道府県がんデータベース)

第13条 愛媛県は、第4条第1項第5号に規定する都道府県がんデータベースに保存する愛媛県がん情報について、がんに罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行われた日から起算して100年を経過した日の属する年の翌年の12月31日までに、当該がんに罹患した者の識別ができないよう匿名化の加工を行い、又は消去しなければならない。

2 愛媛県は、都道府県がんデータベースに記録し保存する情報の対象範囲を拡大しようとするとき、又は、匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、会議の意見を聴かなければならない。

(集計及び解析)

第 14 条 四国がんセンターは、登録した情報について、必要な集計、解析を行い、その結果を取りまとめて愛媛県へ報告するものとする。

(結果の公表)

第 15 条 愛媛県は、集計、解析した結果の報告を必要に応じて公表するものとする。

(秘密保持義務その他の義務)

第 16 条 本事業に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示等の制限)

第 17 条 本事業により収集された情報（第 4 条第 1 項第 5 号に規定する都道府県データベースに記録された愛媛県地域がん登録の情報を含む。）は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）その他の個人情報の保護に関する法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。

(協力の要請)

第 18 条 愛媛県及び四国がんセンターは、この要綱に定めるほか、本事業の実施に關し必要があると認めるときは、市町、病院又は指定診療所その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

2 前項の協力を求められた市町、病院又は指定診療所その他の関係者は、その求めに協力するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 15 日から施行する。